

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数・単価等) ④事業の対象(交付対象者・対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|---|------------------------------------|---|-------|------|
| 1 | ⑨推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方 単独事業 | 水道料金減免事業 | ①物価高騰対策として水道料金の基本料金を减免するもの。 ②水道料金2か月分の基本料金の減免 ③家事用・業務用、公共用の一部(公的機関等を除く給水契約者)、浴場用、事業用の2か月分の基本料金及び料金システム改修費合計で399,000千円 【家事用基本料金14,000千円+業務用基本料金30,000千円+公共用基本料金3,000千円+事業用基本料金11,000千円+浴場用基本料金2,000千円=360,000千円×1.1(消費税)=396,000千円・他に3,000千円のシステム改修費】 ④家事用、業務用、公共用の一部(公的機関等を除く給水契約者)、浴場用、事業用の水道利用者 | R7.8 | R7.9 |
| 2 | ③消費不支え等を通じた生活者支援 | キャッシュレス決済ポイント還元事業 | ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、市民生活を応援するとともに消費を喚起することで、市内経済活性化を図ること ②委託料(ポイント還元費用+事務費) ③ポイント総額495,000千円、手数料等事務費55,000千円 ④市内全店舗(コンビニ、保険適用分等一部を除く) | R7.7 | R8.3 |
| 3 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 民間社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(障害児通所支援事業所) | ①物価高騰による影響が大きい障害児通所支援事業者に対する助成を行うことにより、安定した事業運営が継続できるよう支援 ②補助金 ③障害児通所支援事業所109カ所。1か所当たり100,000円 ④市内で障害児通所支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービス)を実施している法人 | R7.7 | R8.3 |
| 4 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 民間社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(障害福祉施設) | ①物価高騰による影響が大きい障害福祉サービス事業者に対する助成を行うことにより、安定した事業運営が継続できるよう支援 ②補助金 ③入所施設A(定員60名 1事業所あたり500,000円)B(定員40名 1事業所あたり300,000円) * 対象施設は、A、B共に1施設ずつの計2施設 ④市内で入所系障害福祉サービスを実施している法人 | R7.7 | R8.3 |
| 5 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 民間社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(障害福祉施設)(補正予算分) | ①物価高騰による影響が大きい障害福祉サービス事業者に対する助成を行うことにより、安定した事業運営が継続できるよう支援 ②補助金 ③居住系サービス260カ所(1事業所あたり50,000円)通所系サービス230カ所(1事業所当たり100,000円) ④市内で居住系、通所系障害福祉サービスを実施している法人 | R7.7 | R8.3 |
| 6 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 高齢者施設等物価高騰対策支援事業 | ①食料品価格など物価高騰の影響を受ける高齢者施設等に対して、運営経費の負担軽減により、安定的なサービス提供の継続を図る。 ②施設・事業所の運営にかかる食糧費等 ③ (給付額) 24,000千円 (1)入所系90人以上 800千円×17か所 13,600千円 (2)入所系60~89人 500千円×13か所 6,500千円 (3)入所系30~59人 300千円×9か所 2,700千円 (4)入所系29人以下 200千円×6か所 1,200千円 ④市内で上記各施設・事業所を運営する法人 | R7.7 | R8.3 |
| 7 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 高齢者施設等物価高騰対策支援事業(補正予算分) | ①食料品価格など物価高騰の影響を受ける高齢者施設等に対して、運営経費の負担軽減により、安定的なサービス提供の継続を図る。 ②施設・事業所の運営にかかる食糧費等 ③ (給付額) 50,500千円 (1)入所系90人以上 800千円×2か所 1,600千円 (2)入所系60~89人 500千円×4か所 2,000千円 (3)入所系30~59人 300千円×10か所 4,800千円 (4)入所系29人以下 200千円×76か所 15,600千円 (5)複合系 200千円×7か所 1,400千円 (6)通所系 100千円×251か所 25,100千円 ④市内で上記各施設・事業所を運営する法人 | R7.7 | R8.3 |
| 8 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 保護施設物価高騰対策支援事業 | ①電気・ガス料金など物価高騰の影響を受ける保護施設に対し、経費負担軽減の観点から支援を行うもの。 ②保護施設物価高騰対策支援金 800千円 ③高齢者施設等物価高騰対策支援事業算(福祉部)の定員90名以上に準ずる ④保護施設1カ所 | R7.10 | R8.3 |
| 9 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 民間社会福祉施設等物価高騰対策支援事業 | ①物価高騰による影響が大きい子ども食堂に対する助成を行うことにより、安定した事業運営が継続できるよう支援 ②消耗品費(お米券購入費用) ③子ども食堂の開催1回あたり2,500円のお米券を給付 2,500円×1,371回 3,428千円 ④市内子ども食堂のうち自団体調理をおこなう子ども食堂(約50か所) | R7.7 | R8.3 |
| 10 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 子育て支援施設等物価高騰対策支援金(特定教育・保育施設等) | ①物価高騰による影響が大きい子育て支援施設等に対する助成を行うことにより、安定した事業運営が継続できるよう支援 ②支援金 ③施設定員50人未満 100,000円×47施設=4,700,000、50人以上100人未満 200,000円×25施設=5,000,000、100人以上 300,000円×46施設=13,800,000 ④認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、施設型給付を受ける幼稚園、つどいの広場、病児保育室 | R7.7 | R8.3 |
| 11 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 子育て支援施設等物価高騰対策支援金(認可外保育施設等) | ①物価高騰による影響が大きい子育て支援施設等に対する助成を行うことにより、安定した事業運営が継続できるよう支援 ②支援金 ③施設定員50人未満 100,000円×74施設=7,400,000、50人以上100人未満 200,000円×7施設=1,400,000、100人以上 300,000円×5施設=1,500,000 ④認可外保育施設、施設型給付を受けない私立幼稚園 | R7.7 | R8.3 |
| 12 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 | 医療機関等に対する物価高騰対応支援金 | ①医療機関等は国が定める公定価格等により事業を運営しているが医療資材等の物価高騰の影響を受け、経営を圧迫していることから医療機関等にに対し支援金を支給することで安定した事業継続やサービスの質の確保を目的とする。 ②支援金 ③「事業費」128,000千円 病院等 15,000円×4,200床(総病床数) 無駄診療所等 30,000円×2,150か所(総診療所等数) 事務費 500千円 ④病院、診療所、薬局、助産所、歯科技工所、訪問看護事業所、施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復) | R7.7 | R8.3 |